

令和4年10月4日

ご利用者様各位

## プール利用料金過徴収のお詫びとご返金について

市民温水プール 指定管理者  
特定非営利活動法人  
境港スイミングスクール

平素より格別のご愛顧を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、この度、令和元年10月1日からのプール利用料金改定に伴い、プール回数券利用料金について誤りがあり、令和4年8月24日までの約3年間に渡り利用料金に過徴収があることが確認されました。

弊社といたしましては、今回の過徴収でご利用者様に多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 対象となるご利用者様と正規のプール回数券利用料金との差額

#### (1) 対象となるご利用者様

令和元年10月1日から令和4年8月24日までの間に回数券をご購入頂きましたご利用者様

#### (2) 対象となる回数券購入件数

684 件

#### (3) 過徴収金額

##### 回数券種別

小人 過徴収額 1枚20円、高校生 過徴収額 1枚 80 円、大人 過徴収額 1枚 40 円

### 2. 経緯

令和元年10月1日境港市民温水プール条例の一部が改正され、プール使用料金に変更された際に、市教育委員会と弊社との連携不足により過徴収が生じました。

### 3. 対象となるご利用者様への対応方法

令和4年10月6日より市民温水プール窓口において、過徴収金額を返金いたします。

回数券購入のご利用者様は、窓口において、購入種別及び枚数をお伝えください。

### 4. 過徴収金額返金期間

令和5年3月31日まで